

『新 営業店の金融法務』

追加情報について

標記書籍につき、法改正等により内容に変更が生じたので、下記のとおり追加情報をお知らせいたします。

記

◆犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正

犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という)が2014年11月27日に改正され(2016年10月1日施行)、主に以下の点が変更されました。

- ・取引時確認において、写真のない本人確認書類(各種健康保険証等)については、他の写真のない本人確認書類または住居が記載された補完書類(公共料金等の領収証書等)が必要となりました(犯収法施行規則6条1号ハ)。
- ・現金等受払取引など取引金額に限度額が定められている取引において、明らかに金額を減少させる目的で2回以上に分けた場合は、1回の取引とみなし、取引時確認をすることとされました(犯収法施行令7条3項)。
- ・厳格な顧客管理を要する者として、新たに外国PEPsが追加されました(犯収法4条2項3号、犯収法施行令12条3項)。外国PEPsとは、外国において重要な公的地位を有する者(国家元首や首相等)をいい、家族や過去に外国PEPsであった者も含まれます。
- ・疑わしい取引の届出の判断においては、取引時確認の結果、取引の態様その他の事情、および犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して行うこととされました(犯収法8条2項)。

※該当頁 ⇒ 12頁

◆個人情報の保護に関する法律の改正

個人情報の取扱件数が5,000人以下の事業者については個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)の適用除外とされていましたが、2015年9月9日の同法の改正により(2017年5月30日施行)、その旨を規定していた個人情報保護法2条3項・同施行令2条が削除され、全事業者が同法の規制対象となりました。

※該当頁 ⇒ 18～22頁

◆相続預金に関する最高裁判所の新判断

預金について相続が開始された場合、預金は可分債権として各共同相続人は相続分に応じて分割された預金債権を当然に取得すると解されていましたが、最高裁判所は、2016年12月19日大法廷決定において、預金債権は、その性質等に鑑みると、「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」との新たな判断を示しました(金融・商事判例1508号10頁)。この結果、金融機関は、相続預金の払戻しについては、遺産分割協議成立後でなければ応じられないこととなりました。

※該当頁 ⇒ 84～86頁、94頁